

小・中学生の保護者のかたへ

就学援助制度を知っていますか？

就学援助制度とは

学校教育法などにもとづいて、**小・中学生**の子どもがいる家庭に
学用品費や入学用品費などを 町が援助する制度です。
援助を希望するかたは **中之条町教育委員会へ 申請してください。**

援助対象のかた

- ①要 保 護 生活保護(教育扶助)を受けている世帯
 - ②準要保護 生活保護を受けていないが、前年度またはその年度において、次のいずれかに当てはまるかた
 - ・ひとり親家庭などで児童扶養手当を受給しているかた
 - ・生活保護の停止または廃止を受けたが、なお経済的に困りのかた
 - ・町県民税が世帯全員非課税または減免を受けている世帯
 - ・国民年金保険料の減免を受けているかた
 - ・国民健康保険税の減免または徴収の猶予を受けているかた
 - ・上記以外の理由で、経済的に困りのかた ※
- ※ 所得基準があります。詳しくは裏面の QR コードからホームページをご覧ください。

援助のおもな内容

				
新入学用品費	学用品費	校外活動費(宿泊)	修学旅行費	通学用品費

支給金額 (予定額)

費 目	小学校	中学校
新入学用品費(1年生)	57,060 円	63,000 円
学用品費(全学年)	11,630 円	22,730 円
通学用品費(2年生～)	2,270 円	2,270 円
校外活動費(参加者)	上限 3,690 円	上限 6,210 円
修学旅行費(//)	上限 22,690 円	上限 60,910 円
卒業アルバム代(購入者)	上限 11,000 円	上限 8,800 円

※ 要保護認定のかたは修学旅行費のみ対象となります。

貸し付けではないよ。
安心して利用してね。



申請方法（申請～受給の流れ）

援助を希望されるかたは、教育委員会（窓口はツインプラザ内）で申請手続きをしてください。



申請書入手

申請書類は教育委員会（ツインプラザ）窓口で入手できるほか、町ホームページからもダウンロードできます。



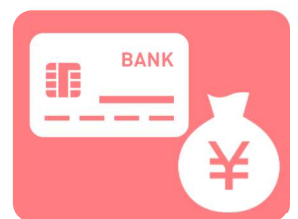
申請手続き

申請書類一式を教育委員会窓口提出します。



審査・認定

所得などをもとに審査が行われ、教育委員会から結果の通知が届きます。



援助費の支給

認定された場合、援助費が支給されます。支払時期は、9月、1月、3月の予定です。

- ※ 審査には世帯全員の所得調査も含まれます。収入の有無に関係なく必ず所得の申告をしてください。
- ※ 必ずしも申請したかたの全員が援助を受けられるとは限りませんので、あらかじめご了承ください。
- ※ 中学校を卒業するまで、毎年審査が必要なので、忘れずに毎年申請してください。

令和7年度分の申請期間・結果通知

対 象	申 請 期 間	結 果 通 知
新小学 1～6 年生 新中学 1～3 年生	令和7年3月3日(月)～令和 7 年 4 月 30 日(水)	令和7年7月頃

※ 申請期間を過ぎても申請は随時可能ですが、援助費が減額になる場合や支給されない費目があります。

「新入学用品費」の入学前支給【毎年1月申請】

新1年生になる子どもがいる保護者には、申請により**新入学用品費**を**入学前の3月中に受給できる**制度があります。
※令和8年度新入学向けの詳しい募集情報は、「広報なかのじょう 1月号」などでお知らせする予定です。



申請・問い合わせ

中之条町教育委員会 こども未来課 総務係
☎ 0279-75-8824(直通)

平日 8:30～17:15

〒377-0423

吾妻郡中之条町大字伊勢町 1005-1(ツインプラザ内)

ホームページ



中之条町ホームページ
就学援助について(要保護・準要保護)